

○石関委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 二十五分間質問時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

今の原口議員の質問に続きますが、配付資料の十ページにありますように、きょうの産経新聞でも、アメリカでは五月下旬に最大で一万三千件、約四十九億円の詐欺事件が発覚した、個人情報の流出が原因であるということで、日本においても、今回、深刻な国民への被害が起りかねません。

そして、配付資料の一枚目、これは玉木議員が作成した資料であります、極めて正確であります。

今回のこの百二十五万件の流出の最大の問題は初動ミスにあったと言われております。ここにも書いてありますように、五月八日、年金局の係長の指示によってパソコン一台のLANケーブルを引き抜いた。しかし、多くの専門家がおっしゃるには、このときに全てのLANケーブルを抜いておいたら今回の事態は防げていた。実際、全てのLANケーブルを抜いたのは、何と三週間後、五月二十九日なんです。

そこで、塩崎大臣にお伺いしたいと思います。

年金局の係長が五月八日に日本年金機構に対してLANケーブルの引き抜きを指示したとこの配付資料の三ページに出ております。年金局係長の指示により、不審メールを受信したPCの一台を特定、LANケーブルを引き抜き、回収と。

この厚生労働省の係長さんの指示というのが一番重要になってくるんですが、厚生労働省ガイドブックという本がございまして、この中に席次表が出ております。この担当は事業企画課だというふうに承知しております。

そこで、塩崎大臣にまずお伺いしたいんですけども、年金局の係長が日本年金機構にLANケーブルを一本だけ抜けと指示をしたということですが、この係長さんはこの中のどの係長さんですか。係長さん、三人ぐらいおられるんですが、どの係長さんが指示をされましたか。

○塩崎国務大臣 まず第一に、先生お配りの資料にも明確に書いてございますように、「年金局の指示により、不審メールを受信したPC一台を特定、LANケーブルを引き抜き、回収。」こういうふうになっておりまして、係長がという書き方ではございません。そのことをまずコメントしておきたいと思いますが、それは何かというと、これは、ルールにのっとって、組織としての対応をしているわけでございます、今、どの係長だというお話でございますけれども、年金局としてもともと対応したものであり、年金局として今も対応し、今、原口先生からも御指摘ありましたように、現状についての対応についても年金局として対応してございます。

したがって、係長のような管理職でない方の名前を特定するようなことは適切ではないのではないかというふうに思いますので、御理解をいただければというふうに思うところでございます。

○山井委員 先週金曜日ですか、この委員室でまさに塩崎大臣とやりとりをしましたが、ただ、指示は年金局の係長が日本年金機構にしたと答弁を金曜日されていましたが、それはそれで答弁は変わっていないんですね。

○塩崎国務大臣 おっしゃるとおり、私が申し上げたとおり、実際に応答したのは係長でございますが、それは、指示を、ルールにのっとって事態に対応するよというこを、ルールどおり伝えたということでございます、それは年金局としての指示ということでございます。

○山井委員 先週金曜日の質疑では、課長も審議官も、この事態、ウイルスメール感染を聞いたのは二十五日だというふうに塩崎大臣は答弁をされておられます。この玉木議員の配付資料にもありますように、二十五日に初めて審議官、課長が事態を把握という答弁を塩崎大臣はされました。

ということは、塩崎大臣、五月八日の段階で、係長は誰に相談をして指示をされましたか。

○塩崎国務大臣 これはウイルスメールに対応するためにどうするかということでございましたので、それはルールにのっとって、係長が、ルールどおり対応するように指示をしたということでございます。

○山井委員 質問に答えておられませんが、ルールにのっとって、誰に相談して、日本年金機構に指示をされましたか。

○塩崎国務大臣 今申し上げたように、不審メールを開封したとか、そういう場合のルールというのは、行政事務従事者は、不審メールを受信した場合であって開封した場合は、速やかにLANケーブルを端末から抜き、被

害拡大の防止に努めること。また、情報システムごとに定められた報告先を經由して情報システムセキュリティ責任者に報告するとともに、検体を提供することということでございまして、このときは、年金局のルールでもって、この係長はみずからの判断で指示をしたということでございます。

○山井委員 ということは、この係長が、今大臣が説明されたセキュリティーポリシーに従って、誰にも相談せずに、一人の判断で、セキュリティーポリシーに従って日本年金機構に指示をされたということでもいいですか。

○塩崎国務大臣 おっしゃるとおりでございます。

○山井委員 ということは、この係長さんは、ITやインターネットに詳しい方で、そもそも、こういう事案が起こったときには、この係長さんがセキュリティーポリシーに従って日本年金機構に指示をするというふうに、今回の事案の前から決まっていたということよろしいですか。

○塩崎国務大臣 それは事案によると思いますが、基本的には、対応の仕方はセキュリティーポリシーで決まっているわけでございます。

したがって、係長は、この一報を受けたときに、これはNISCから来たわけでありまして、直ちに機構の方にその旨を伝え、なおかつ、対応ぶりはセキュリティーポリシーどおりやるようにということのみずからの判断でしたということでございます。

もちろん、今回の件で、結果としてこういう事態に最終的になるわけでございますから、つまり、個人情報が出るということでありまして、今回の一件について、反省が必要なところはあるはずでございますから、それはそれとして厳しい検証も受けながら、真相究明もやっていきたいというふうに考えておりますが、今回の担当係長は、言ってみれば、情報政策担当参事官室がNISCから情報をまず受けた、それを年金局がさらに受けて、そしてそれを機構に伝えるということで、ルールどおりやるということに徹していたということなので、やや連絡役ということだけの意識が強かったという反省はあるかもわからぬというふうに思います。

○山井委員 連絡役で済まないんですよ。この初動のミスが今回を招いてしまった可能性があるわけですが、そのときに全てのネットを遮断していたら今回の問題は起こらなかったわけなんですね。

私、不思議に思いますのは、この担当係長さんが二十五日まで課長にも審議官にも相談も報告もしなかった。しかし、これは、変に思いますのは、配付資料にもありますように、二十五日までは五回も日本年金機構とやりとりしているんですね。一回目が五月八日のウイルスメールの感染、二回目が五月十一日、三回目が五月十五日、四回目なんか、機構が不審メールのことで警察に捜査依頼をしたという報告をこの係長が受けておられるのに、警察に捜査依頼をした、そんなことも係長は課長にも審議官にも報告もされていないというのは、私、不自然に思えるんです。

おまけに、ここにありますように、係長の席というのはここにありまして、隣が課長補佐で向かいが課長なんです。警察に報告しましたみたいなことを電話でやっていたら、課長に報告、課長補佐に相談しなくても、横で話は聞こえるじゃないですか、警察に捜査依頼しましたと言って。聞こえるでしょう、目の前ですから、これ。

これで、五回も日本年金機構と、個人情報が流出するかもしれないという真剣、深刻な相談やアドバイスをしながら、八日から二十五日、十七日間も目の前でやりとりをしながら、一切、課長も知らなかった、課長補佐も知らなかった、この係長以外誰も知らなかったって、不自然じゃないですか。

塩崎大臣、この席次表を見て、係長一人しかこれを知らなかった、十七日間、警察への捜査依頼も知らなかったって、変だと思われませんか。

〔委員長退席、松浪委員長代理着席〕

○塩崎国務大臣 これはこの間も御答弁申し上げたように、今御指摘のように、係長段階でとどまっていたということは私が申し上げたとおりでございます。これについては反省すべきところがあるということも申し上げたところでございまして、今申し上げたような意識をもっと持たなければいけない状態ではなかったかなというふうに私も思っているわけでありまして。

私に上がってきたのは二十八日、そして概要は二十九日ということでありまして、いずれにしても動きが遅いということに関しては、私もそういう強い認識は持っているところでございます。

○山井委員 いや、これは反省どころか、日本じゅうにこんな組織がありますか。十七日間も、こんな、国民の年

金の個人情報流出するかもしれないという深刻な事態で五回もやりとりして、警察の捜査依頼の話も聞いておいて、隣の席の課長補佐にも向かいの席の課長にも、誰にも報告も相談も一切十七日間しない。

これは電話で小声で話されたんですか。メールで話されたんですか。どうやったらそれを、課長にも課長補佐にも伝わらずに、十七日間も係長が抱え込むことができるんですか。

○塩崎国務大臣 まず第一に、五月八日にウイルスメールが来た、そしてNISCから不審な通信を検知したという通報をいただいて、先ほど申し上げたように、情報参事官室から年金局に行き、年金局から機構に行った、そして、ルールにのっとって対処をして、ケーブルを抜いて回収したというところでNISCに改めてその報告をし、そしてNISCの方からは、通信はとまったということがございました。そこでこういう対応に出たというふうに私は聞いております。

今回、それでも報告をすべきであったのではないかという御指摘に対しては、先ほど申し上げたとおり、反省すべき点が多々あるなどというふうに私も思っているところでございまして、それについては、今後、そういうことは絶対にないようにということを既に私から指示をしているところでございます。

○山井委員 これは、NISCの問題もあるとおっしゃいましたが、まさにこれは係長個人の問題じゃないですよ。これは、厚生労働省、組織の体をなしていないじゃないですか。こんな国民の年金の不安、個人情報の不安の問題に関して、係長個人が十七日間も、警察への捜査依頼も上司にも伝えずに対応する、これは塩崎大臣の責任だと私は思いますよ。

塩崎大臣にお聞きしますが、ちなみに、一人で十七日間対応してきた係長の話は塩崎大臣はもう聞かれましたか。係長は何とおっしゃっているんですか、この件に関して。塩崎大臣に対して、どう説明されておられますか。

○塩崎国務大臣 先生も厚労省の政務官をおやりになったので、組織がどういうふうに動いているかはよく御存じだろうと思いますけれども、今回の事案については、先ほど経緯、クロノロジーにも書いてあるように、年金局として対応をしてまいっているわけございまして、何が起きたか、その経緯等々については、当然、その上司たる審議官あるいは局長から私は話を聞いているところでございます。

○山井委員 塩崎大臣、全然真相究明する気が、かけらもないんじゃないですか。この係長一人しか知らないんですよ、この十七日間の一番重要な真相を。公表から一週間もたつて、二十八日、先々週の木曜日にこの事案を聞かれて、このことの経緯をただ一人知っている係長からなぜ大臣は話を聞かれないんですか。おかしいです、それは。至急話を聞いてください。そして報告してください。なぜならば、これは厚生労働省だけの問題ではありません。どういう経緯で百二十五万件が流通して、さらにその百二十五万件ももっとふえるかもしれないと言われている。その真相、原因を知る権利が国民にはあるんですから。

至急に会って、どういうものだったか報告してください。大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、組織というのがどういうふうに動くかはよく御存じのはずでありまして、今回のことは、当然私は局長や担当審議官には厳しく問い詰めているところでございまして、私が直接やるかどうかということは、それはやり方の問題であって、私は組織というのはそういう形ではなかなか動かないのではないかというふうに思っております。

その監督責任というのが直属の上司にもあり、そして、先生おっしゃるように最終的には私が、冒頭、今回のことでおわび申し上げるということを申し上げたとおり、私も責任を感じているところでございまして、これに対してどう対応することが一番国民に対する責任を果たすことになるかといえば、まず、二次被害が絶対に起きないように万全の体制をつくること、それと、真相究明を早急にやり、そして二度と同じことが起きないようにすることが大事であって、それは、機構においても、みずからの検証委員会を多分もうつくっておられるんだろうと思いますが、私どもも、みずからの省としての検証もいたしますし、先ほど申し上げたように、本日、第一回目の会合を持ちます日本年金機構不正アクセス事案検証委員会、ここでは、事務局にいわゆる厚労省の役人は一人も入れない事務局で、この事務局長も、顧問である弁護士の野村修也先生にお願いをするという異例の形の第三者委員会をつかって、ここで徹底的に検証して、このようなことが二度と起きない体制をどうつくるかということでございます。

この年金機構、スタートして五年たったわけでありまして。私どもが民主党政権から受け継いで二年少々であり

ますが、この体質というのは、なかなかやはり社会保険庁の時代の体質というものからまだまだ脱していないということが、今回の2ちゃんねるへの書き込みなどから見てもよくわかるところでありますので、ここは徹底的に組織を見直すということをやっつけていかなきゃいけませんし、そのためにも厚労省の監督はしっかりと強化をしていかなければならないというふうに、反省を込めて今認識しているところでございます。

〔松浪委員長代理退席、委員長着席〕

○山井委員 再発防止をするためには、真相と原因究明を何よりも急がないとだめです。にもかかわらず、問題が発覚してからもう一週間以上たっているのに、ただ一人の真実を知る担当係長の話も大臣は聞いていない。

私は、日本の年金をつかさどる厚生労働大臣として、塩崎大臣は失格だと思います。そんなことでは、年金の信頼は回復できません。

私、このことについてさらにお聞きしたいのが、今回、一万六千人に対して手紙を送られたということですが、皆さん、見てもらったらわかりますように、この手紙がおかしいんです。被害者の方にどういう手紙を送ったか御存じですか。あなたも記録が漏れています。しかし、「改めてご連絡申し上げますので、お待ち下さい。」と書いてあるんですよ。この手紙をもらった一万六千人は、ああ、電話か手紙が来るのかなと。

逆に、これは、振り込め詐欺とかいろいろな詐欺、犯罪集団が、電話や日本年金機構を装ったにせの詐欺の手紙を出しやすくしているじゃないですか。本来ならば、日本年金機構は絶対電話をしません、今後連絡するとしたら郵送だけですよということを何で書かないんですか。

これは、聞くところによると、一万六千人に発送する費用は百二十万円ということですから、それぐらいだったら出し直してください。そうしないと、これは犯罪集団に悪用される危険性があります。監督責任は塩崎大臣ですし、この手紙は事前に塩崎大臣も目を通してオーケーをされたわけですから、塩崎大臣、もう一回出し直すかどうか、御答弁をお願いします。

○石関委員長 申し合わせの時間が経過しておりますので、簡潔な答弁をお願いします。

○塩崎国務大臣 これについては、改めるということをとくに答弁で申し上げておるところでございます。

この「更に安全を期すため」というところからどういうふうに変えたかといいますと、「更に安全を期すため該当するお客様には基礎年金番号を変更させていただき、新しい基礎年金番号を郵送でお送りいたします。大変ご不便をおかけしますが、よろしく願い申し上げます。」という、明らかに郵送で送られるということを書き込んだものをこれから改めて送るということにしております。

もともと、基礎年金番号を電話で伝えるようなことは常識的にはあり得ないことであって、しかし、先生の御指摘のとおり、誤解を招くのはよろしくないと思いますので、書き直させていただいて、もう既に郵送が決まっていた方々にはやむを得ませんでしたけれども、今後は、この文面で、郵送でお送りいたしますということを明確にしてお送りをするようになっております。

○山井委員 もう時間が来ましたので終わりますが、今後じゃないんですよ、既に一万六千人にはこの犯罪を助長する手紙を送っちゃったんですから、ぜひこれは送り直してくださらないと、そういう姿勢だから、本当に国民の目線、被害者の目線に立っていないということが言われるんです。

このことは引き続きまた議論していきたいと思います。

ありがとうございました。